

令和8年第9回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年9月7日(月) 午後3時00分～午後4時10分
2. 開催場所 唐津市役所 本庁4階大会議室
3. 出席委員

1 番 阿部 太	2 番 稲毛勢樹	3 番 打越映子
4 番 谷口紀一郎	5 番 平田菊典	6 番 堀田泰夫
7 番 小林弘幸	8 番 能隅良子	9 番 梅野一也
10 番 河上和則	11 番 岩永好彦	12 番 平河辰幸
13 番 末武久門	14 番 吉田孝好	15 番 山口正則
16 番 古賀由紹	17 番 中山政俊	19 番 曲淵俊之
4. 欠席委員

18 番 古舘正一

5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第36号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第37号
農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第38号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第39号
農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（賃借権等）
について
6. 農業委員会事務局職員

農地係長	富田 浩之
農地係主査	中島 耕作
農地係職員	上田 陽士
振興係長	檜田 敏史
振興係職員	松本 愛菜
振興係職員	並木 菜月

7. 審議の内容

振興係長	定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会に議席番号18番古舘正一委員から会長宛に欠席届が提出されておりますので報告をいたします。本日の出席委員は18名でございます。定足数に達しておりますので本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶からお願いいたします。
阿部太会長 (議長)	(会長の挨拶) それではただいまより令和8年第9回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお本日の議事録署名人に議席番号10番河上和則委員、議席番号11番岩永好彦委員を指名いたします。事務局に諸般の報告をさせます。
振興係長	はい。本日の付議事項を朗読いたします。議案第36号農地法第5条の規定による許可申請について5件、議案第37号農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について1件、議案第38号農地法第3条の規定による許可申請について10件、議案第39号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（賃借権等）について1件、計17件でございます。以上ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。 なお、個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧くださいと思います。 また、農地転用の案件で、立地基準と許可基準は農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容については

一覧表でご確認いただきたいと思います。

議長

ただいま報告のとおり、今回の付議事項は議案第36号から第39号までの議案17件であります。なお傍聴の方は、自分の関係分が済めば随时お帰りになられて結構ですので、前もってお知らせをしておきます。それではこれより審議を行います。議案集1ページ、議案第36号農地法第5条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の1ページ、整理番号1番、申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は398平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、一般住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、3ページのとおりで

許可基準ですが、まず一般基準、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関からの住宅ローン事前審査結果通知書の写しが添付されています。転用については、許可後速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の確認を行っております。隣接農地等への影響ですが、最高15センチメートルの盛土による造成を行い、隣接農地

境界は土留め工事を実施し、西側道路からの出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に雨水排水設備を設置し、西側道路側溝へ放流させ、汚水については汚水排水設備を設置し、西側公共下水道施設へ接続放流する計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

次に立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

古賀由紹委員 古賀でございます。今月1日に東部調査会で現地確認をいたしました。資料の2ページを見ると、周りは一部畑がありますが、ほぼほぼ宅地になっている所でございます。それから、第3種農地で用途地域に指定されているエリアであることから、特に問題はないということでございました。ただ、こちらの案件は8月の総会資料の中にも含まれていたもので、8月にも現地確認をしました。東部調査会13人のメンバーが二度手間になってしまったため、今後こういうことがないように事務局でしっかりしていただきたいという意見がありました。以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

議長 古賀委員の意見について事務局より。

農地係長 はい。古賀委員が言われましたように、本件は8月に審議

いただく内容でしたが、管内の行政書士さんではなかったということもあり、うまく連絡調整がいかず、8月総会時点では書類が揃っていなかったため、取り下げになりました。今回、書類が揃ったため、改めて許可申請書を出していただきましたが、今後はこのようなことがないようにしたいと思います。申し訳ございませんでした。

議長

よろしいでしょうか。今回のことについては、今後このようなことがないように、私からもしっかりと事務局に対応させたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集1ページ、整理番号2番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

整理番号2番、申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田3筆、面積は1,731平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、特定建築条件付売買予定地です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の4

ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、5ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、6ページのとおりです。

許可基準ですが、まず一般基準、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書の写しが添付されています。転用については、許可後速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路法第24条の規定に基づく工事施工承認申請、道路法第32条の規定に基づく道路占用、カーブミラー新設に伴う許可申請、法定外公共物、用悪水路の払い下げ協議、開発行為協議、団地等造成協議、下水道工事関連、道路側溝への放流許可承諾に関する確認を行っております。隣接農地等への影響ですが、最高1メートルの盛土を行い、北側、西側、南側境界にコンクリートブロックを設置し、東側道路からの出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に雨水排水設備を設置し、東側道路側溝へ放流させ、汚水については汚水排水設備を設置し、東側公共下水道施設へ接続放流させる計画です。

土地改良区、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

次に立地基準ですが、第3種農地の該当事項7番に該当します。許可の基準は1番となっています。

整理番号2番について説明を終わります。

議長

地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いしま

谷口紀一郎委員

す。

はい。4番の谷口です。東部調査会で9月1日に調査にまいりました。住宅地の真ん中に残った田んぼだったので、もうどうしようもないかなということで皆さんに承諾を得ました。以上です。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集1ページ、整理番号3番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

整理番号3番、申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑3筆、面積は合計2,837平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、宅地分譲です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の7ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、8ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、9ページのとおりです。

許可基準ですが、まず一般基準、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書が添付

されています。転用については、許可後速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、法定外公共物、道路の工作物新築許可申請、開発行為協議、団地等造成協議、下水道工事関連、道路側溝への放流許可承諾に関する確認を行っております。隣接農地等への影響ですが、最高49センチメートルの盛土による造成を行い、周囲にはコンクリートブロックを設置し、地目は宅地ですが南側道路からの出入口とする計画となっており、当該用地の通路とすることについての通行承諾書の写しが添付されています。排水について、雨水は敷地内に雨水排水施設を設置し、北側道路側溝へ放流させる計画で、また、汚水については宅地分譲後、住宅建築時において公共下水道施設に接続放流する計画となっております。

隣接農地所有者からは条件付同意、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されており、付された条件につきましては、条件内容の履行について説明がなされ、この内容について同意されたことに関する報告書が添付されています。

次に立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっています。

整理番号3番について説明を終わります。

議長

地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

岩永好彦委員

はい。岩永です。9月2日に現地確認を行いまして、ご覧

のとおり周りは住宅に囲まれていて、2年ほど耕作されていないような状況だったので、全員しかたないという意見でま
とまりましたので、審議のほうをよろしくお願いします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入
ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、
挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決し
ました。

次に議案集2ページ、整理番号4番を議題とします。それ
では事務局に概要を説明させます。

農地係長

議案書の2ページ、整理番号4番、申請者の住所、氏名お
よび申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地
目は畑2筆、面積は412平方メートルです。現況は、宅地
となっております。目的は、資材置場および駐車場です。所
有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、
議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料
図の10ページをご覧ください。隣接地の地目などについて
は、11ページの字図をご覧ください。土地利用計画は12
ページのとおりですが、一部修正がございまして、本日配付
しました資料図の12ページについて、差し替え前はトイレ
の横に浄化槽が記載されておりましたが、事務局で現地確認

を行ったところ、浄化槽の設置はされておらず、簡易水洗トイレが設置されている状態でしたので、担当行政書士に確認をしたところ、「よく現地確認をしないまま施設配置図を作成してしまった」とのことで、これについて図面の修正を求め、本日、修正後の施設配置図をお手元にお配りした次第でございます。

許可基準ですが、まず一般基準、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書の写しが添付されています。転用については、農地転用の許可が必要なことを知らずに、昭和50年頃から申請地を賃借し、唐津営業所として事務所、資材置場等として利用されており、これについての始末書が添付されています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用する計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および北東側既存側溝へ放流し、汚水は簡易水洗トイレのし尿の汲取り処理がなされております。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

次に立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっています。

整理番号4番について説明を終わります。

議長

地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

河上和則委員

9番河上です。南部調査会として9月4日に現地確認をいたしました。議案書のとおり、既に事務所が営業している状

態で、この図面 1 2 ページのとおり、駐車場として既に稼働している状況でしたので、調査会としてはもうやむを得ないだろうということで判断をしております。以上です。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

次に議案集 2 ページ、整理番号 5 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

整理番号 5 番、申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 2 6 平方メートルです。現況は宅地の一部となっており、議案書の 3 ページ、議案第 3 7 号整理番号 1 番の案件と関連いたします。目的は、一般住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 3 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、1 4 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、1 5 ページのとおりです。

許可基準ですが、まず一般基準、転用の確実性について、

事業費は全額借入金で、金融機関からの住宅ローン審査結果通知書の写しが添付されています。転用については、許可後速やかに着手する計画ですが、昭和60年9月頃、譲受人の祖父と譲渡人が農地の交換を行い、交換後の土地に無断転用の状態で自宅用の通路を設けており、今回これについての始末書が添付されています。隣接農地等への影響ですが、最高1.5メートルの盛土による造成を行い、西側境界には新たに擁壁を設置し、一体利用地に新たに進入路を設け、南側道路からの出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に雨水排水設備を設置し、南側道路側溝へ接続放流させ、汚水については合併処理浄化槽並びに汚水排水設備を設置し、南側道路側溝へ接続放流する計画となっております。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

次に立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっています。

整理番号5番について説明を終わります。

議長

地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

中山政俊委員

はい。17番中山です。申請者は移転の手続きが済んでいるものと思っておられたようですが、今回の申請で所有権がそのままになっていることが発覚いたしました。9月3日に西部調査会にて現地確認をしたところ、既に整備がなされている状況で、これはもうしかたないんじゃないかなろうかという

ことになっておりますので、ご審議のほどよろしく願います。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

次に議案集 3 ページ、議案第 37 号農地法第 4 条および第 5 条の規定による許可申請について整理番号 1 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

議案書の 3 ページ、整理番号 1 番、申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、田 1 筆、面積は合計 206 平方メートルです。現況は宅地となっており、先ほど審議いただいた議案第 36 号整理番号 5 番の案件と関連いたします。目的は、農業用倉庫です。農地法第 4 条および農地法第 5 条の所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 16 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、17 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、18 ページのとおりです。

許可基準ですが、まず一般基準、転用につきましては昭和 60 年 9 月頃、隣接地と土地の交換をし、交換後の土地およ

び自己所有農地に無断転用の状態で農業用倉庫を建てて現在まで利用しており、今回これについての始末書が添付されています。排水については雨水のみで、自然地下浸透および南側道路側溝への放流となっております。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

次に立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

中山政俊委員 はい。17番中山です。9月3日に現地確認をしたところ、農業用倉庫とカーポートが既に設置された状態となっております。40年も前に設置されておるわけですので、もうしかたなかろうということで、皆さんの審議をよろしく願います。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

次に議案集４ページ、議案第３８号農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。整理番号１番から議案集６ページの整理番号１０番を議題とします。この１０件については一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。説明に入ります。議案書の４ページから６ページをご覧ください。また、別途お手元に補足説明資料、１ページ目がカラーの図面で左肩をホチキス留めした両面３ページの資料を配付しておりますので、そちらを併せてご覧いただければと思います。こちらの補足説明資料は議案第３８号整理番号８番から１０番までの地上権設定に係る案件となっております。

それでは引き続き説明に入ります。今回の案件は、所有権の移転に関する案件が７件、地上権設定に関する案件が３件で、合計１０件となっております。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。

整理番号１番から７番までの案件につきまして、取得する農地を含め、保有するすべての農地を効率的に耕作する、また申請者や世帯員が農業に常時従事する、年間１５０日以上、水利調整など地域の農地利用に悪影響を与えないなどの観点

から、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、整理番号1番の案件につきましては、隣接する既存家屋の解体および住宅新築工事と併せて、9月中には農地利用が可能な状態にする計画で、ナスを栽培される予定となっております。整理番号6番の案件につきましては、今回新たに農地所有適格法人として農地を所有される計画となっており、鶏の飼料用作物としてトウモロコシを栽培される計画となっております。

整理番号8番から10番までの案件につきましては、風力発電設備設置に伴い、地上権設定を行うものです。地上権設定につきましては、前回の総会において説明資料をもとに説明をいたしました。整理番号8番につきましては、送電線用地としての利用となっており、補足説明資料の1ページにも記載していますが、申請地を通行しなければ安全な送電ができないため、当該地の上空に地上権設定をするものでございます。整理番号9番、10番について風車の設置予定箇所周辺の航空写真、図面は補足説明資料3ページに記載のとおりとなっております。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

梅野一也委員 すみません。9番と10番の議案に対して補足説明をさせていただきます。

議長 はい。どうぞ。

梅野一也委員 9番と10番の議案につきましては、先月の総会で上がっ

ていて取り下げになった議案でございます。こちらは、風車のプロペラ下の耕作者との調整がなされておらず、取り下げとなりましたが、その後、地区のほうでも臨時総会が開催され、協議をした結果、推進しようという意見が多くあり、また、耕作者からも反対意見が出なかったため、今回審議いただくものです。皆さんどうぞよろしくお願いいたします。

議長

はい。それでは引き続きお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

ここでしばらく休憩といたします。再開を16時ちょうどといたします。しばらく休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

15時45分 休憩

16時00分 再開

~~~~~○~~~~~

議長

それでは引き続き会議を再開したいと思います。次に議案集7ページ、議案第39号農地中間管理事業による農用地利

用集積等促進計画（賃借権等）についてを議題とします。筆番号1番から議案集9ページ、筆番号50番までを議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

はい。筆番号1番から50番まで賃借権および使用貸借に基づく案件です。契約農地および貸借の内容、受け手の氏名、住所は、議案書に記載のとおりです。貸借の内容および受け手の情報につきまして3点補足説明をさせていただきます。筆番号2番から8番までにつきましては、新規の使用貸借となっておりますが、こちらは農業者年金の経営移譲に伴う親子間の貸し借りでございます。次に筆番号26番から29番までは賃料が高くなっておりますけれども、イチゴのハウスと苗床の使用となります。受け手は認定農業者、認定新規就農者1年目の方です。最後ですが、50番もハウスが建っております。受け手は認定新規就農者5年目の方でございます。農地中間管理事業の推進に関する法律では、すべての農地を効率的に利用することと農作業に常時従事すること、法人にあつては地域の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと認められることが要件とされておりますが、すべての案件で合致しているものと思われます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いいたします。

【議案確認】

それでは本案について質疑や異議はございませんか。はい。

| | |
|--------|---|
| | 能隅委員。 |
| 能隅良子委員 | 8 番能隅です。8 ページの 26 番から 29 番までの件ですが、賃料はそれぞれの金額になってるのでしょうか。 |
| 議長 | 事務局説明をお願いします。 |
| 振興係長 | はい。説明をいたします。こちらは筆ごとに金額が割り当てられて申請されておりますが、1 反当たりに戻しましたところ、10 万 4,100 円ということでございます。農業公社が反当たりいくらという申出があった場合に、筆ごとの面積に応じて賃料を契約書に書くようなやり方をしております。端数処理がされますので、100 円出たところは端数処理の結果生じたものかと思えます。 |
| 議長 | よろしいでしょうか。 |
| 能隅良子委員 | はい。わかりました。 |
| 議長 | <p>本案について質疑や異議はございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。挙手全員、よって本案は可決しました。</p> <p>以上をもちまして議案第 36 号 5 件、議案第 37 号 1 件、議案第 38 号 10 件、議案第 39 号 1 件、計 4 議案 17 件は、いずれも原案どおり可決をいたしました。長時間のご審議大</p> |

変ありがとうございました。